

国立大学法人高知大学 I R ・ 評価機構会議規則

平成 28 年 3 月 18 日
規 則 第 141 号

最終改正 平成 30 年 3 月 28 日規則第 86 号

(設置)

第 1 条 この規則は、国立大学法人高知大学 I R ・ 評価機構規則（以下「機構規則」という。）第 6 条第 2 項の規定に基づき、国立大学法人高知大学 I R ・ 評価機構会議（以下「機構会議」という。）に関し必要な事項を定める。

(組織)

第 2 条 機構会議は、機構規則第 4 条に掲げる者をもって組織する。

(審議事項)

第 3 条 機構会議は、機構規則第 3 条に掲げる事項について審議する。

(議長等)

第 4 条 機構会議に、議長を置く。

2 議長は、I R ・ 評価機構長をもって充てる。

3 議長は、機構会議を招集し、主宰する。

4 議長に事故があるとき、又は議長が欠けたときは、議長が予め指名する委員がその職務を代行する。

(議事)

第 5 条 機構会議は、委員の 3 分の 2 以上が出席しなければ議事を開くことができない。

2 議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(委員以外の者の出席)

第 6 条 議長が必要と認めたときは、機構会議に委員以外の者を出席させることができる。

(事務)

第 7 条 機構会議の事務は、法人企画課において処理する。

(雑則)

第 8 条 この規則に定めるもののほか、機構会議の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 30 年 3 月 28 日規則第 86 号）
この規則は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。